

(案)

社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う社会福祉
施設等施設整備費関係通知の一部改正等について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、社会福祉施設等施設等の整備に関する別紙1に掲げる通知について、別紙2新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙 1

- 老朽民間社会福祉施設の整備について(平成17年10月5日社援発第1005005号)
- 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005006号)
- 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005007号)
- 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005008号)
- 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費および仮設施設整備工事費の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005013号)
- 社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成17年10月5日社援発第1005014号)

(別紙2)

・ 老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日社援発第1005005号）

新旧対照表

改	正	後	現	行
		社援発第1005005号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第二次改正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第三次改正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第四次改正 社援発0330第7号 令和3年3月30日 第五次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日 一部改正 社援発※※※※第※号 令和6年 月 日		社援発第1005005号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第二次改正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第三次改正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第四次改正 社援発0330第7号 令和3年3月30日 一部改正 第五次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日

改 正 後	現 行
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であつて、（２）に定める期間内に整備するもの。 （１）対象となる社会福祉施設等 （対象施設） ア (略) イ (略)</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であつて、（２）に定める期間内に整備するもの。 （１）対象となる社会福祉施設等 （対象施設） ア (略) イ (略)</p>

改 正 後				現 行			
ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設				ウ 売春防止法に規定する婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設			
(2) (略)				(2) (略)			
3～6 (略)				3～6 (略)			
別表				別表			
施 設 種 別		基 準 定 員		施 設 種 別		基 準 定 員	
		定 員	基 準 定 員 の 内 容			定 員	基 準 定 員 の 内 容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた		障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

改 正 後				現 行			
			めの法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）				めの法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）	生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	4人以下	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年3月29日厚生労働省令第36号）	売春防止法	婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）
別紙1～2（略）				別紙1～2（略）			

(別紙2)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005006号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005006号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正 省 略	社援発第1005006号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正 省 略
一部改正 社援発※※※※第※号 令和※年※月※日	第十次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿	都道府県知事 各 指定都市市長 殿

改 正 後	現 行								
<p>中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>1 対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。 ただし、1の(1)②については、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>に限る。また、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。なお、③については、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設を含み、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>を除く。</p> <p>2 一定年数は、おおむね10年とする。</p> <p>(以下略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	<p>中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>1 対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。 ただし、1の(1)②については、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>に限る。また、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。なお、③については、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設を含み、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>を除く。</p> <p>2 一定年数は、おおむね10年とする。</p> <p>(以下略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)
区 分	内 容								
(略)	(略)								
区 分	内 容								
(略)	(略)								

(別紙2)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005007号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正 省 略 一部改正 社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日	社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 省 略 第 十 三 次 改 正 社 援 発 0 7 2 6 第 1 7 号 令 和 5 年 7 月 2 6 日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長
社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて	社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて

改 正 後	現 行
<p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p>	<p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p>

改 正 後	現 行
<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり<u>25,200</u>円とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり<u>48,100</u>円とする。</p> <p>また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。</p> <p>なお、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>にあつては、交付要綱の別表4-5に定める額とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり<u>23,400</u>円とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり<u>44,500</u>円とする。</p> <p>また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。</p> <p>なお、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>にあつては、交付要綱の別表4-5に定める額とする。</p> <p>(以下略)</p>

(別紙2)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005008号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005008号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十二次改正、第十四次改正 第十五次改正 省略	社援発第1005008号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十二次改正、第十四次改正 省略
一部改正 社援発※※※※第※号 令和6年※月※日	一部改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源有効活用整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び<u>女性自立支援施設</u>であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源有効活用整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び<u>婦人保護施設</u>であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 消融雪設備整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (イ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び<u>女性自立支援施設</u>であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 国庫補助基準額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の(1)以外の事業を行う場合(保護施設等に限る。)</p> <p>ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、<u>14,700</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 消融雪設備整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (イ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び<u>婦人保護施設</u>であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 国庫補助基準額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の(1)以外の事業を行う場合(保護施設等に限る。)</p> <p>ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、<u>13,700</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年</p>

改 正 後	現 行								
<p>法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>(3)2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合(交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設に限る。)</p> <p>交付要綱の別表4-3に定める額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="105 1279 786 1451"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th> <th>基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td>16,400千円</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	16,400千円	<p>法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>(3)2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合(交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び婦人保護施設に限る。)</p> <p>交付要綱の別表4-3に定める額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="813 1279 1495 1451"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th> <th>基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td>15,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	15,200千円
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	16,400千円								
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	15,200千円								

(別紙2)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費および仮設施設整備工事費の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005013号)

新旧対照表

改	正	後	現	行
		社援発第1005013号 平成17年10月5日		社援発第1005013号 平成17年10月5日
		第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正		第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正
		省略		省略
	一部改正	第十六次改正 社援発※※※※第※号 令和※年※月※日		第十五次改正 社援発0606第3号 令和5年7月26日

改 正 後	現 行
<p data-bbox="124 752 304 824">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="357 880 708 902">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="248 954 667 1001">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="105 1055 794 1205">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="105 1485 165 1532">別紙 (略)</p>	<p data-bbox="833 752 1013 824">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1066 880 1417 902">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="959 954 1377 1001">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="815 1055 1505 1205">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="815 1485 876 1532">別紙 (略)</p>

「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

別表

改 正 後				現 行			
別表1-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				別表1-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都 市 部	施設の種類		標	準都 市 部
救護施設		333,000	349,000	救護施設		309,000	324,000
更生施設		333,000	349,000	更生施設		309,000	324,000
授産施設		152,000	159,000	授産施設		141,000	148,000
宿所提供施設		117,000	122,000	宿所提供施設		109,000	114,000
社会事業授産施設		152,000	159,000	社会事業授産施設		141,000	148,000
日常生活支援住居施設		117,000	122,000	日常生活支援住居施設		109,000	114,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	14,100,000	14,700,000	障害福祉関係施設	入所系(注1)	13,000,000	13,600,000
	通所系(注1)	7,070,000	7,420,000		通所系(注1)	6,540,000	6,870,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	122,000	—	女性相談所一時保護所	自治体設置(注2)	113,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	183,000	—		社会福祉法人設置(注2)	170,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	257,000	—	婦人保護施設	自治体設置(注2)	238,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	386,000	—		社会福祉法人設置(注2)	357,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都 市 部	施設の種類		標	準都 市 部
救護施設		444,000	466,000	救護施設		411,000	431,000
更生施設		444,000	466,000	更生施設		411,000	431,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	18,700,000	19,600,000	障害福祉関係施設	入所系(注1)	17,400,000	18,200,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	163,000	—	女性相談所一時保護所	自治体設置(注2)	150,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	245,000	—		社会福祉法人設置(注2)	225,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	341,000	—	婦人保護施設	自治体設置(注2)	315,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	512,000	—		社会福祉法人設置(注2)	473,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後				現 行																																																																																																																																																									
別表1-3				別表1-3																																																																																																																																																									
<p>(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)</p> <p>定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>標</th> <th>準</th> <th>都</th> <th>市</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td></td> <td>444,000</td> <td></td> <td>466,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更生施設</td> <td></td> <td>444,000</td> <td></td> <td>466,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授産施設</td> <td></td> <td>201,000</td> <td></td> <td>211,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿所提供施設</td> <td></td> <td>156,000</td> <td></td> <td>164,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会事業授産施設</td> <td></td> <td>201,000</td> <td></td> <td>211,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常生活支援住居施設</td> <td></td> <td>156,000</td> <td></td> <td>163,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害福祉関係施設</td> <td>入所系(注1)</td> <td>18,600,000</td> <td></td> <td>19,500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所系(注1)</td> <td>9,070,000</td> <td></td> <td>9,520,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女性相談支援センター 一時保護所</td> <td>自治体設置(注2)</td> <td>161,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人設置(注2)</td> <td>242,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女性自立支援施設</td> <td>自治体設置(注2)</td> <td>339,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人設置(注2)</td> <td>509,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。</p>				施設の種類	標	準	都	市	部	救護施設		444,000		466,000		更生施設		444,000		466,000		授産施設		201,000		211,000		宿所提供施設		156,000		164,000		社会事業授産施設		201,000		211,000		日常生活支援住居施設		156,000		163,000		障害福祉関係施設	入所系(注1)	18,600,000		19,500,000		通所系(注1)	9,070,000		9,520,000		女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	161,000		—		社会福祉法人設置(注2)	242,000		—		女性自立支援施設	自治体設置(注2)	339,000		—		社会福祉法人設置(注2)	509,000		—		<p>(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)</p> <p>定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>標</th> <th>準</th> <th>都</th> <th>市</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td></td> <td>411,000</td> <td></td> <td>431,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更生施設</td> <td></td> <td>411,000</td> <td></td> <td>431,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授産施設</td> <td></td> <td>186,000</td> <td></td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿所提供施設</td> <td></td> <td>145,000</td> <td></td> <td>152,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会事業授産施設</td> <td></td> <td>186,000</td> <td></td> <td>195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常生活支援住居施設</td> <td></td> <td>145,000</td> <td></td> <td>152,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害福祉関係施設</td> <td>入所系(注1)</td> <td>17,300,000</td> <td></td> <td>18,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所系(注1)</td> <td>8,400,000</td> <td></td> <td>8,770,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">婦人相談所一時保護所</td> <td>自治体設置(注2)</td> <td>149,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人設置(注2)</td> <td>224,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">婦人保護施設</td> <td>自治体設置(注2)</td> <td>314,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人設置(注2)</td> <td>471,000</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。</p>				施設の種類	標	準	都	市	部	救護施設		411,000		431,000		更生施設		411,000		431,000		授産施設		186,000		195,000		宿所提供施設		145,000		152,000		社会事業授産施設		186,000		195,000		日常生活支援住居施設		145,000		152,000		障害福祉関係施設	入所系(注1)	17,300,000		18,100,000		通所系(注1)	8,400,000		8,770,000		婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)	149,000		—		社会福祉法人設置(注2)	224,000		—		婦人保護施設	自治体設置(注2)	314,000		—		社会福祉法人設置(注2)	471,000		—	
施設の種類	標	準	都	市	部																																																																																																																																																								
救護施設		444,000		466,000																																																																																																																																																									
更生施設		444,000		466,000																																																																																																																																																									
授産施設		201,000		211,000																																																																																																																																																									
宿所提供施設		156,000		164,000																																																																																																																																																									
社会事業授産施設		201,000		211,000																																																																																																																																																									
日常生活支援住居施設		156,000		163,000																																																																																																																																																									
障害福祉関係施設	入所系(注1)	18,600,000		19,500,000																																																																																																																																																									
	通所系(注1)	9,070,000		9,520,000																																																																																																																																																									
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	161,000		—																																																																																																																																																									
	社会福祉法人設置(注2)	242,000		—																																																																																																																																																									
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	339,000		—																																																																																																																																																									
	社会福祉法人設置(注2)	509,000		—																																																																																																																																																									
施設の種類	標	準	都	市	部																																																																																																																																																								
救護施設		411,000		431,000																																																																																																																																																									
更生施設		411,000		431,000																																																																																																																																																									
授産施設		186,000		195,000																																																																																																																																																									
宿所提供施設		145,000		152,000																																																																																																																																																									
社会事業授産施設		186,000		195,000																																																																																																																																																									
日常生活支援住居施設		145,000		152,000																																																																																																																																																									
障害福祉関係施設	入所系(注1)	17,300,000		18,100,000																																																																																																																																																									
	通所系(注1)	8,400,000		8,770,000																																																																																																																																																									
婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)	149,000		—																																																																																																																																																									
	社会福祉法人設置(注2)	224,000		—																																																																																																																																																									
婦人保護施設	自治体設置(注2)	314,000		—																																																																																																																																																									
	社会福祉法人設置(注2)	471,000		—																																																																																																																																																									
別表1-4				別表1-4																																																																																																																																																									
<p>(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <p>1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>標</th> <th>準</th> <th>都</th> <th>市</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害福祉関係施設</td> <td>入所系</td> <td>15,600,000</td> <td></td> <td>16,400,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所系</td> <td>7,850,000</td> <td></td> <td>8,250,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。</p>				施設の種類	標	準	都	市	部	障害福祉関係施設	入所系	15,600,000		16,400,000		通所系	7,850,000		8,250,000		<p>(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <p>1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>標</th> <th>準</th> <th>都</th> <th>市</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害福祉関係施設</td> <td>入所系</td> <td>14,500,000</td> <td></td> <td>15,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所系</td> <td>7,270,000</td> <td></td> <td>7,630,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。</p>				施設の種類	標	準	都	市	部	障害福祉関係施設	入所系	14,500,000		15,100,000		通所系	7,270,000		7,630,000																																																																																																																					
施設の種類	標	準	都	市	部																																																																																																																																																								
障害福祉関係施設	入所系	15,600,000		16,400,000																																																																																																																																																									
	通所系	7,850,000		8,250,000																																																																																																																																																									
施設の種類	標	準	都	市	部																																																																																																																																																								
障害福祉関係施設	入所系	14,500,000		15,100,000																																																																																																																																																									
	通所系	7,270,000		7,630,000																																																																																																																																																									

改 正 後				現 行			
別表1-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都市部	施設の種類		標	準都市部
障害福祉関係施設	入所系	20,800,000	21,800,000	障害福祉関係施設	入所系	19,300,000	20,200,000
(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別表1-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都市部	施設の種類		標	準都市部
救護施設		370,000	388,000	救護施設		343,000	360,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,600,000	16,400,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,500,000	15,100,000
	通所系 (注1)	7,850,000	8,250,000		通所系 (注1)	7,270,000	7,630,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後				現 行			
別表1-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標準都市部		施設の種類		標準都市部	
救護施設		493,000	517,000	救護施設		456,000	478,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	20,800,000	21,800,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	19,300,000	20,200,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後				現 行			
別表2-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)				別表2-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部		施設の種類		標 準 都 市 部	
救護施設		607,000	637,000	救護施設		562,000	590,000
更生施設		607,000	637,000	更生施設		562,000	590,000
授産施設		285,000	299,000	授産施設		264,000	277,000
宿所提供施設		228,000	239,000	宿所提供施設		212,000	222,000
社会事業授産施設		285,000	299,000	社会事業授産施設		264,000	277,000
日常生活支援住居施設		228,000	239,000	日常生活支援住居施設		212,000	222,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	25,700,000	27,000,000	障害福祉関係施設	入所系(注1)	23,800,000	24,900,000
	通所系(注1)	12,300,000	12,900,000		通所系(注1)	11,400,000	11,900,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	231,000	—	女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	214,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	347,000	—		社会福祉法人設置(注2)	321,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	488,000	—	女性保護施設	自治体設置(注2)	433,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	702,000	—		社会福祉法人設置(注2)	650,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別表2-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)				別表2-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標 準 都 市 部		施設の種類		標 準 都 市 部	
救護施設		807,000	847,000	救護施設		747,000	784,000
更生施設		807,000	847,000	更生施設		747,000	784,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	34,300,000	36,000,000	障害福祉関係施設	入所系(注1)	31,800,000	33,300,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	298,000	—	女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	275,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	447,000	—		社会福祉法人設置(注2)	413,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	613,000	—	女性保護施設	自治体設置(注2)	567,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	920,000	—		社会福祉法人設置(注2)	851,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			

改 正 後			現 行		
別表2-3			別表2-3		
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)			(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価 (単位:円)		
施設の種類	標	準都 市 部	施設の種類	標	準都 市 部
救護施設		807,000	救護施設		747,000
更生施設		807,000	更生施設		747,000
授産施設		379,000	授産施設		351,000
宿所提供施設		303,000	宿所提供施設		281,000
社会事業授産施設		379,000	社会事業授産施設		351,000
日常生活支援住居施設		303,000	日常生活支援住居施設		281,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	34,200,000	障害福祉関係施設	入所系(注1)	31,700,000
	通所系(注1)	16,200,000		通所系(注1)	15,000,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	305,000	女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	283,000
	社会福祉法人設置(注2)	458,000		社会福祉法人設置(注2)	425,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	618,000	女性自立支援施設	自治体設置(注2)	572,000
	社会福祉法人設置(注2)	927,000		社会福祉法人設置(注2)	858,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。		
別表2-4			別表2-4		
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)		
施設の種類	標	準都 市 部	施設の種類	標	準都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	28,500,000	障害福祉関係施設	入所系	26,500,000
	通所系	13,600,000		通所系	12,600,000
(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。		

改 正 後				現 行			
別表2-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表2-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都 市 部	施設の種類		標	準都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	38,100,000	40,000,000	障害福祉関係施設	入所系	35,300,000	37,000,000
(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別紙2-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別紙2-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都 市 部	施設の種類		標	準都 市 部
救護施設		675,000	708,000	救護施設		625,000	656,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,500,000	30,000,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	26,500,000	27,700,000
	通所系 (注1)	13,600,000	14,300,000		通所系 (注1)	12,600,000	13,200,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別紙2-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類		標	準都 市 部	施設の種類		標	準都 市 部
救護施設		896,000	940,000	救護施設		830,000	871,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	38,100,000	40,000,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	35,300,000	37,000,000
	通所系 (注1)				通所系 (注1)		
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特別割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			

(別紙2)

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について
(平成17年10月5日社援発第1005014号)

新旧対照表

改	正	後	現	行
		社援発第1005014号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215008号 平成19年2月15日 第二次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日 社援発※第※※号 令和 年 月 日		社援発第1005014号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215008号 平成19年2月15日 一部改正 第二次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	一部改正		都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	
		厚生労働省社会・援護局長		厚生労働省社会・援護局長

改 正 後	現 行
<p>社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について</p> <p>(略)</p> <p>I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する保護施設等、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>の入所施設（個別にモデル施設として指定）。</p> <p>3 (略)</p> <p>II 1～3 (略)</p> <p>III 補助基準単価（I及びII共通） 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の6の(1)のエに定めるところによるものとする。 ただし、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>にあっては、同交付要綱別表1～3に定めるところによるものとする。</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について</p> <p>(略)</p> <p>I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する保護施設等、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>の入所施設（個別にモデル施設として指定）。</p> <p>3 (略)</p> <p>II 1～3 (略)</p> <p>III 補助基準単価（I及びII共通） 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第2の6の(1)のエに定めるところによるものとする。 ただし、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>にあっては、同交付要綱別表1～3に定めるところによるものとする。</p>

(案)

社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215012号厚生労働省社会・援護局長通知「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>16,300</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略) 別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" data-bbox="132 1155 683 1339"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>18,100</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	基準額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,100</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>15,100</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略) 別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" data-bbox="810 1155 1361 1339"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>16,800</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	基準額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>16,800</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)
施設の種類	基準額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>18,100</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								
施設の種類	基準額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>16,800</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								

参考(改正後の通知全文)
社援発第 0215012 号
平成 19 年 2 月 15 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正
省 略

第十四次改正
社援発 ※※ 第 ※ 号
令和 ※年 ※月 ※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

1 趣旨

社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって授産施設等利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象施設

授産施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

3 対象経費

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置にかかる工事費又は工事請負費とする。

- (1) 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

4 国庫補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積りのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、原則として、16,300千円（1,500千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円）以上とする。）とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

5 その他

国庫補助の採択に当たっては、当該施設の経営実績及び緊急度を勘案して決定するものとする。

別表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

施 設 の 種 類	基 準 額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、18,100千円（1,667千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円）以上とする。）

(案)

社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行										
<p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">設 備 品 目</th> <th style="text-align: center;">国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生産設備</td> <td style="text-align: center;">16,300千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	16,300千円	<p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">設 備 品 目</th> <th style="text-align: center;">国庫補助基準額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">ア 間接</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生産設備</td> <td style="text-align: center;">15,100千円</td> </tr> </tbody> </table>	設 備 品 目	国庫補助基準額	ア 間接	生産設備	15,100千円
設 備 品 目		国庫補助基準額									
	ア 間接										
生産設備	16,300千円										
設 備 品 目	国庫補助基準額										
	ア 間接										
生産設備	15,100千円										

参考(改正後の通知全文)
社援発第 0215013 号
平成 19 年 2 月 15 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正
省 略

第十四次改正
社援発※※第※号
令和※年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の
取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

1 趣 旨

社会福祉施設において、授産施設等の整備を行うことにより、施設利用者の処遇はもとより、利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象事業

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、下記のアからカにかかる機械設備等の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費とする。

- ア 授産設備（対象施設：授産施設、社会事業授産施設、障害福祉関連施設）
- イ リハビリ設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- ウ 職業訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- エ 職業補導設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- オ 難聴幼児訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）
- カ A L S等居室を整備する際の特殊介護設備（既存施設も含む）
（対象施設：障害福祉関連施設）

3 国庫補助基準

（1）保護施設等の場合（ただし沖縄県及び那覇市は除く）

ア 2のアの設備に係る対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、別表のア欄に定める国庫補助基準単価を比較して、少ない方を国庫補助基準額とする。

（2）（1）以外の場合

平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」別表3に定める「就労・訓練事業等整備加算」を適用する。

別表

設 備 品 目	国庫補助基準額
	ア 間 接
生産設備	16,300千円